

<記載例>

災害補償審査申立書（A）

（災害を受けた職員本人が審査申立てをする場合）

（審査申立て年月日） 令和〇年〇月〇日	
人事院 総裁 殿	
審査申立人 災害 太郎	
国家公務員災害補償法第24条により、次のように審査を申し立てます。	
(1) 審査申立人 （災害を受けた職員）	（ふりがな） さいがい たろう 氏 名 災害 太郎（昭）平〇年〇月〇日生）
	住 所（〒〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇県〇〇〇市△△△△町1-2-3
	電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	災害発生当時の勤務官署等 〇〇〇局
	災害発生当時の官職 ×××事務官
審査申立時（又は離職時）の勤務官署等 ▽▽▽局	
(2) 補償に関する 実施機関の通 知の要旨及び 年月日	別紙のとおり （令和〇年〇月〇日付け△△第〇〇号通知書の写しを添付）
(3) 審査申立ての 趣旨及び理由	記載例は、次のページを参照してください。

「(3) 審査申立ての趣旨及び理由」欄の記載例

- 公務遂行中に受けた災害を公務上の災害であると認定してほしい（公務外と認定されたことに不服がある）場合の記載例

令和〇年〇月〇日に、書類の入ったダンボール箱を持ち上げたとき、腰が痛くなったもので、病院では腰部捻挫と診断されたが、公務上の災害とは認められないと通知された。公務中に起きた災害であるので、公務上の災害として認定してもらいたい。

- 傷病の治癒の認定に不服がある場合の記載例

令和〇年〇月〇日に、通勤途中でバイクと接触、転倒して腕を骨折して、病院では上腕骨骨折と診断されて、令和〇年〇月〇日付けで通勤による災害と認定された。その後、令和〇年〇月〇日をもって治癒と認定されたが、その日以降も病院で治療を受けているので、治癒と認定されたことに不服である。

- 障害等級の決定に不服がある場合の記載例

令和〇年〇月〇日に、公務で外出中に自動車と衝突、転倒して足を骨折して、病院では大腿骨骨折と診断されて、令和〇年〇月〇日付けで公務上の災害と認定された。その後、令和〇年〇月〇日をもって治癒と認定され、障害等級には該当しないと決定されたが、骨折したところに痛みが残っているため、障害等級に該当しないと決定されたことに不服である。

<災害補償審査申立書（A）記入要領>

- 1 審査申立書は、正副2通必要です（オンラインで提出する場合は1通で可）。
- 2 「(1)審査申立人（災害を受けた職員）」欄
「災害発生当時の官職」欄には、例えば「〇〇係長」、「〇〇事務官」、「非常勤職員」等と記載してください。
- 3 「(2)補償に関する実施機関の通知の要旨及び年月日」欄
実施機関の通知が文書によりなされたときは、通知文書の写しを添付してください。その場合、この欄には「別紙のとおり」と記載してください。
- 4 「(3)審査申立ての趣旨及び理由」欄
災害の発生した年月日、災害の発生の状況、傷病名、その後の経過等を簡単に説明し、審査申立ての内容（公務上の災害と認定してもらいたい、治癒の認定に不服がある、障害等級の決定に不服がある等）と、その理由をはっきり記載してください。なお、欄内に書き切れない場合は、別の用紙に記載して添付しても差し支えありません。